

【参考】合計特殊出生率について

合計特殊出生率<sup>注15</sup>は、ある期間（1年間）の出生状況に着目したもので、その年における各年齢（15～49歳）の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせたもの。一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したものである（図表1-1-25）。これは、女性人口の年齢構成の違いを除いた「その年の出生率」を表しており、年次比較、国際比較、地域比較等に用いられている。

図表 1-1-25 期間合計特殊出生率の計算

合計特殊出生率 = (母の年齢別年間出生数 / 10月1日現在年齢別女子人口) の15歳～49歳の合計

| 年齢    | 区分 | 女性の人口<br>A | 出生数<br>B | 出生率<br>C = B / A |
|-------|----|------------|----------|------------------|
| 15    |    | 39,344     | 5        | 0.000127         |
| 16    |    | 40,106     | 36       | 0.000898         |
| 17    |    | 40,676     | 87       | 0.002139         |
| 18    |    | 41,811     | 17       | 0.000407         |
| 19    |    | 46,389     | 435      | 0.009377         |
| <hr/> |    |            |          |                  |
| 46    |    | 51,558     | 9        | 0.000175         |
| 47    |    | 53,871     | 2        | 0.000037         |
| 48    |    | 59,589     | 2        | 0.000034         |
| 49    |    | 67,541     | 0        | 0                |
| 計     |    |            |          | 1.240455         |

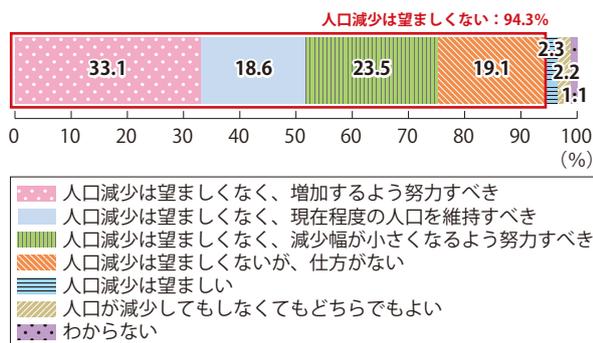
第2節 人口減少が地方のまち・生活に与える影響

1 人口減少に対する国民の意識

前節で見たように、我が国では急速に人口が減少していくことが見込まれている。こうしたなかで、国民の間でもまた人口減少への危機感の高まりを見せており、内閣府が2014年8月に行った世論調査によれば、9割以上の国民が「人口減少は望ましくない」と回答している（図表1-2-1）。

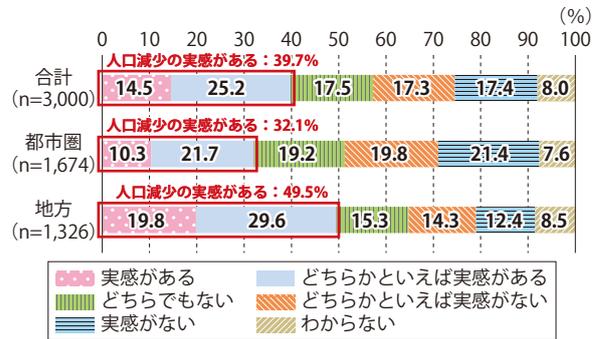
その一方で、特に都市圏においては、住んでいるまちや日々の生活において、人口減少による影響を実感することは、上記で「望ましくない」と回答した割合の多さに比べれば、少ないのではないだろうか。国土交通省において実施したアンケート調査（以下「国民意識調査」という。）<sup>注16</sup>で見ると、日常的に行動している範囲で、人口減少を実感することが「ある」又は「どちらかといえばある」と

図表 1-2-1 人口減少に対する意識



(注) 数値は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しない場合がある。  
資料) 内閣府「人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査」

図表 1-2-2 人口減少の実感



(注) 数値は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しない場合がある。  
資料) 国土交通省「国民意識調査」

注15 ここで説明している合計特殊出生率は「期間」合計特殊出生率である。他に「コーホート」合計特殊出生率があるが、一般的に合計特殊出生率といった場合、「期間」合計特殊出生率を利用するため、ここでは「コーホート」合計特殊出生率についての説明はしていない。詳しくは、厚生労働省のウェブサイト (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html>) 参照。

注16 2015年2月に全国の個人を対象としてインターネットを通じて実施（回答数3,000）。

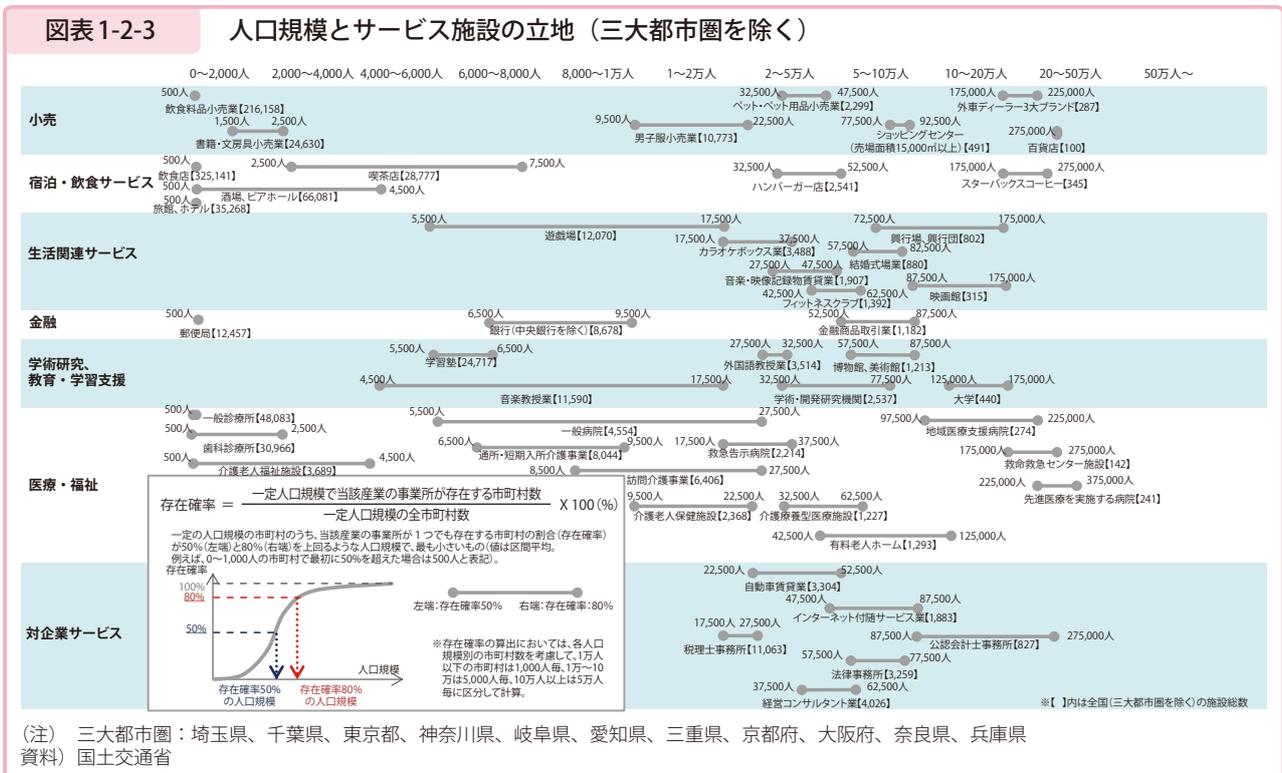
回答した割合は、都市圏では32.1%にとどまるのに対し、地方<sup>注17</sup>では49.5%と約半数にのぼっており、都市圏と地方では人口減少の実感に差があることがわかる（図表1-2-2）。ただし、図表1-2-1で見た人口減少の危機感と比べた場合には、都市圏、地方のいずれにおいても実感とのギャップが見受けられる。

## 2 人口減少が地方のまち・生活に与える影響

ここでは、人口減少が進行した場合に想定される地方のまち・生活への具体的な影響について主なものを見ていく。

### (1) 生活関連サービス（小売・飲食・娯楽・医療機関等）の縮小

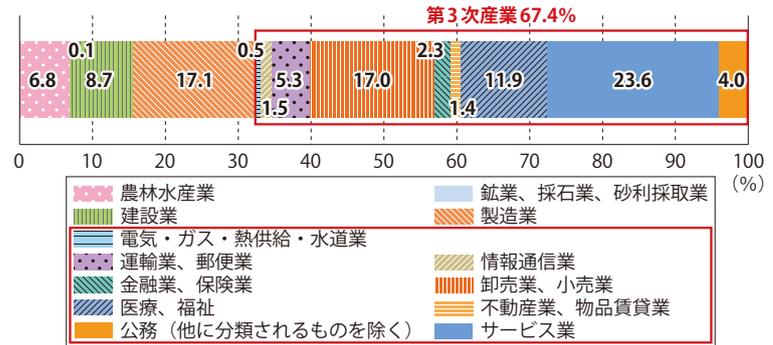
我々が日常生活を送るために必要な各種サービスは、一定の人口規模のうえに成り立っている。必要とされる人口規模はサービスの種類により様々であり、その分布状況を示したものが図表1-2-3である。例えば、ある市町村に一般病院が80%以上の確率で立地するためには、27,500人以上の人口規模が必要（50%以上の確率で立地するためには5,500人以上の規模が必要）である。人口減少によって、こうした生活関連サービスの立地に必要な人口規模を割り込む場合には、地域からサービス産業の撤退が進み、生活に必要な商品やサービスを手に入れることが困難になるなど、日々の生活が不便になるおそれがある。



注17 「国民意識調査」では、三大都市圏を都市、三大都市圏以外を地方と定義した。

これに加え、サービス業等の第3次産業は地方圏の雇用の6割以上を占めており、こうしたサービス産業の撤退は地域の雇用機会の減少へとつながり、さらなる人口減少を招きかねない（図表1-2-4）。

図表1-2-4 地方圏の産業別構成比（2010年）



(注) 1 便宜上、「サービス業」としている産業は、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業 (他に分類されないもの)」を合算したものである。  
 2 地方圏：三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県）を除く合計  
 資料) 総務省「平成22年国勢調査」より国土交通省作成

### (2) 税収減による行政サービス水準の低下

人口減少は地方財政にも大きな影響を及ぼす。人口減少とそれに伴う経済・産業活動の縮小によって、地方公共団体の税収入は減少するが、その一方で、高齢化の進行から社会保障費の増加が見込まれており、地方財政はますます厳しさを増していくことが予想される。こうした状況が続いた場合、それまで受けられていた行政サービスが廃止又は有料化されるといった場合が生じることも考えられ、結果として生活利便性が低下することになる。

こうした厳しい地方財政状況のなかで、高度経済成長期に建設された公共施設や道路・橋・上下水道といったインフラの老朽化問題への対応も必要となる。

### (3) 地域公共交通の撤退・縮小

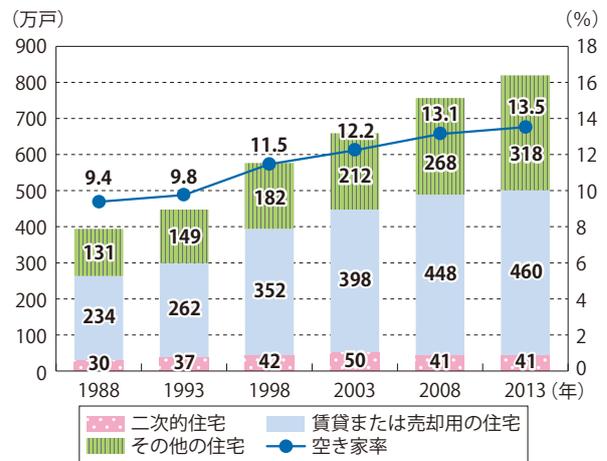
これまで、地域公共交通は主として民間の事業者によって支えられてきた。しかし、人口減少による児童・生徒や生産年齢人口の減少が進めば、通勤通学者が減少し、民間事業者による採算ベースでの輸送サービスの提供が困難となり、地方の鉄道や路線バスにおいて、不採算路線からの撤退や運行回数の減少が予想される。他方では、高齢化の進行に伴い、自家用車を運転できない高齢者等の移動手段として公共交通の重要性が増大しており、地域公共交通の衰退が地域の生活に与える影響は従前より大きいものとなっている。

(4) 空き家、空き店舗、工場跡地、耕作放棄地等の増加

人口が減少する一方で、総住宅数は増加しており、全国的に空き家数は一貫して増加傾向にある。なかでも、賃貸または売却の予定がなく長期にわたって居住世帯が不在の住宅等を含む「その他の住宅」が増加している。「その他の住宅」は、管理・処分方針が未定のものもあり、他の区分の空き家と比べて管理が不十分になりがちな傾向がある(図表1-2-5)。

また、地域の経済・産業活動の縮小や後継者不足等によって空き店舗、工場跡地、耕作放棄地も増加しており、空き家の増加とともに、地域の景観の悪化、治安の悪化、倒壊や火災発生といった防災上の問題等が発生し、地域の魅力低下につながってしまう。

図表 1-2-5 空き家数の種類別推移



(注) 二次的住宅：別荘及びその他(たまに寝泊まりしている人がいる住宅)、賃貸または売却用の住宅：新築・中古を問わず、賃貸または売却のために空き家になっている住宅、その他の住宅：上記以外の人が住んでいない住宅で、例えば、転勤・入院等のため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅等  
資料) 総務省「住宅・土地統計調査」より国土交通省作成

(5) 地域コミュニティの機能低下

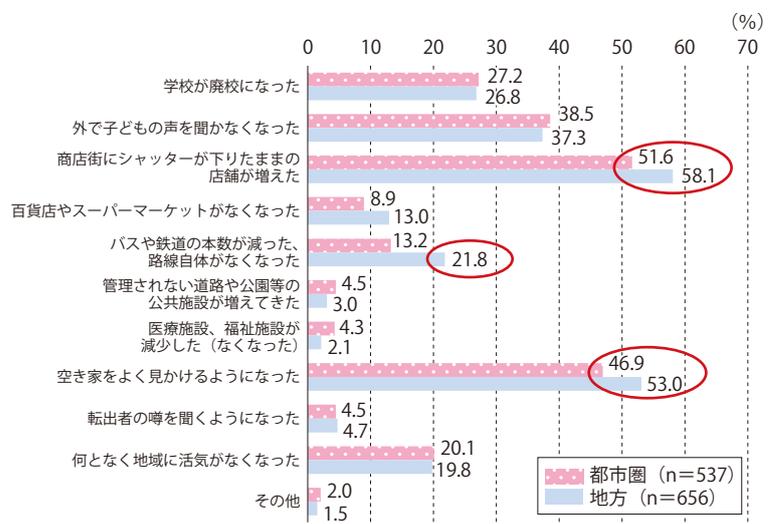
人口減少は、地域コミュニティの機能の低下に与える影響も大きい。町内会や自治会といった住民組織の担い手が不足し共助機能が低下するほか、地域住民によって構成される消防団の団員数の減少は、地域の防災力を低下させる懸念がある。

また、児童・生徒数の減少が進み、学級数の減少、クラスの少人数化が予想され、いずれは学校の統廃合という事態も起こり得る。こうした若年層の減少は、地域の歴史や伝統文化の継承を困難にし、地域の祭りのような伝統行事が継続できなくなるおそれがある。

このように、住民の地域活動が縮小することによって、住民同士の交流の機会が減少し、地域のにぎわいや地域への愛着が失われていく。

以上のように、人口減少による地方のまち・生活への影響は様々であり、既に多くの地域で起こっているものもあれば、まだ顕在化するには至っていないものもある。図表1-2-2で人口減少の「実感がある」、「どちらかといえば実感がある」と回答した人に対し、どのような場面で人口が減少したと感ずるかを尋ねたところ、「商店街にシャッターが下りたままの店舗が増えた」、「空き家をよく見かけるようになった」と回答する割合が高く、「バスや鉄道

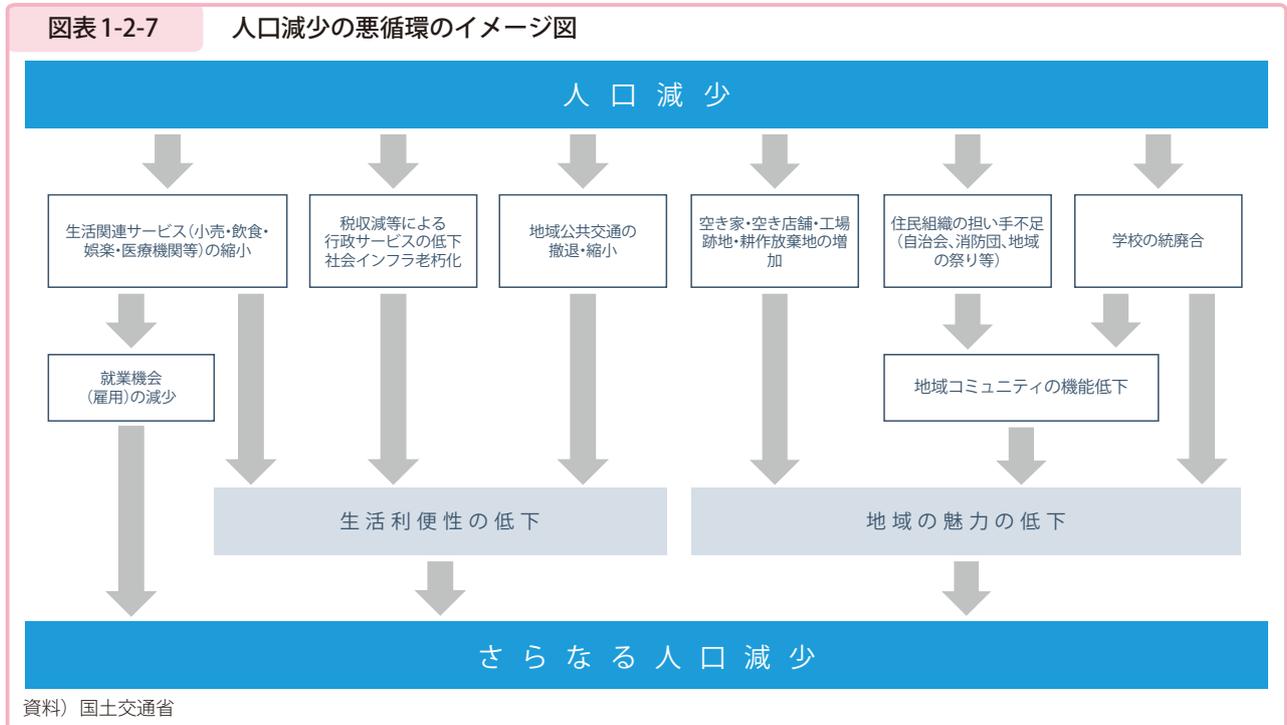
図表 1-2-6 人口減少を実感する場面 (最大3つまで回答)



資料) 国土交通省「国民意識調査」

の本数が減った、路線自体がなくなった」は、地方で特に高い割合となっている（図表1-2-6）。

人口減少による地方のまち・生活へのそれぞれの影響は、生活利便性の低下や地域の魅力の低下を通じて、さらなる人口減少を招くという悪循環に陥ることが考えられ、その一例をイメージ図で示したものが図表1-2-7である。



地域の特性によって起こり得る影響やその程度は異なるため、すべての地域で図のような流れが当てはまるわけではない。しかし、人口減少を漠然とした危機意識ではなく、自らが居住する地域でも起こり得る身近な問題として認識を共有することが重要と考える。そのうえで、地域全体として人口減少がもたらす問題に立ち向かっていく必要がある。

国土交通省としても次章で記述するとおり、都市のコンパクト化による機能集約や交通ネットワークの強化による地域の生活サービスの確保等による魅力的な地域づくりを促進すること等を通じ、将来世代にわたる豊かな暮らしを実現するための国土・地域づくりを進めていくことが重要である。

## コラム

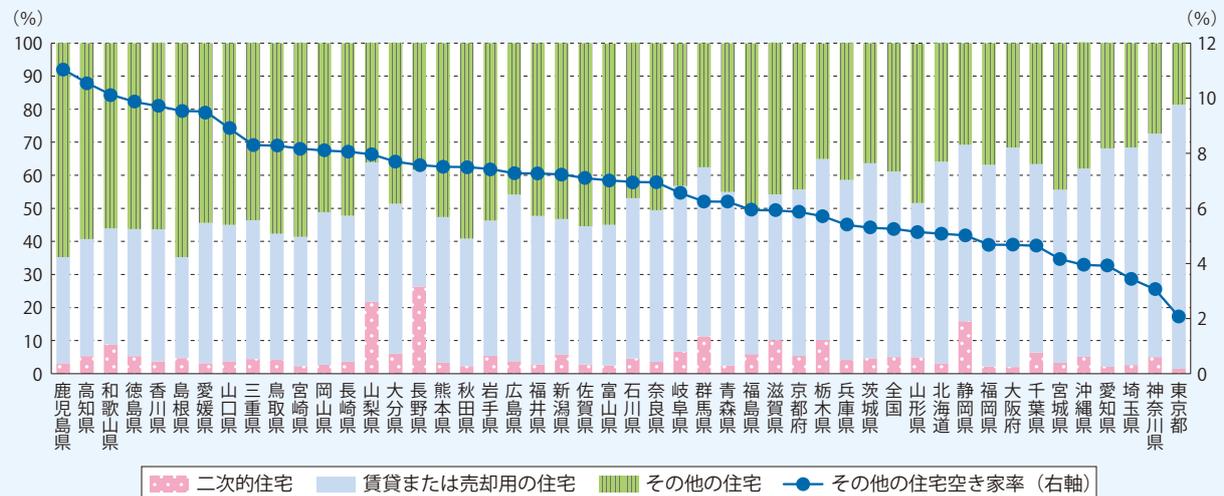
## 空き家の現状と「空家等対策の推進に関する特別措置法」の成立

近年、全国的に空き家が増加しており、建物の不適切な管理や老朽化による倒壊、雑草の繁茂や不法投棄の誘発による公衆衛生の低下や地域の景観の悪化、放火や不法侵入による治安の低下といった様々な問題（外部不経済）を引き起こす可能性があるため、対策が必要となっています。

このような課題が生じている空き家は主として、転勤・入院等のため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建て替え等のために取り壊すことになっている「その他の住宅」であり、それらが適切に管理されているのであれば問題ありませんが、そのまま放置され、管理が不十分になってしまうと、外部不経済を引き起こす可能性が生じます。

2013年の都道府県別総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は、山梨県が22.0%と最も高く、次いで長野県が19.8%となっています。しかし、この空き家率には「二次的住宅」や「賃貸または売却用の住宅」が含まれています。そこで、総住宅数に占める「その他の住宅」の割合（以下「その他の住宅空き家率」という。）を見ると、空き家率が高い山梨県と長野県は、「その他の住宅空き家率」においては、上位10県にも入っていません。この2県は東京圏からのアクセスがよく別荘が多いため、このような結果となっていると考えられます。空き家の構成比を見ても、他の都道府県よりも「二次的住宅」の占める割合が突出して高く、「その他の住宅」が占める割合は山梨県が36.2%、長野県が38.4%であり、全国平均の38.8%よりも低くなっています。

図表1-2-8 空き家の構成比とその他の住宅空き家率



資料) 総務省「平成25年住宅・土地統計調査」より国土交通省作成

都道府県別に「その他の住宅空き家率」と「人口増減率」の関係を見ると、「人口減少率」が高い都道府県は、「その他の住宅空き家率」も高くなる傾向があることがわかります。また、「その他の住宅空き家率」と「高齢化率」の関係を見ると、「高齢化率」が高い都道府県は、「その他の住宅空き家率」も高くなる傾向があることがわかります。これらの相関関係を踏まえれば、地方においては今後、人口の減少や高齢化が一層進むと言われていたことから、空き家が更に増加すると予想されます。

空き家の中でも、外部不経済をもたらす空き家について、これまで地方公共団体は個別に空き家の適正管理に関する条例を制定し、対策に取り組んでいましたが、①所有者や管理者の特定が困難であること、②個人財産に対し条例を根拠に命令等の強制力のある措置を講じることの懸念等が指摘されたことから、外部不経済をもたらす空き家に対処するための法整備が国に対して求められていました。

こうした状況を受け、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が議員立法により2014年11月19日に成立し、2015年2月26日に一部施行され、5月26日に完全施行されました。また、同法第5条第1項に基づき、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」が定められました。

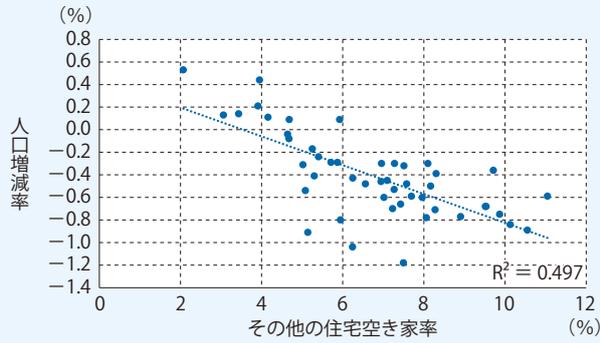
同法において、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地を「空家等」とした上で（2条1項）、市町村は、上述の基本指針に即して空家等対策計画を定めることができることとされています（6条）。この空家等対策計画には、空家等に関する対策に関する基本的な方針、計画期間、空家等の調査、適切な管理や活用の促進、「特定空家等」に対する措置、住民等からの相談への対応、対策の実施体制等について定めるものとされ、適切な管理が行われていない空家等に関する対策だけでなく、その予防的な措置についても定めることとされています。

「空家等」の中でも、①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態、③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、④その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態の4つの状態にあると認められるものを「特定空家等」と定義しています（2条2項）。

「特定空家等」に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採等の必要な措置について、助言・指導、勧告、命令から代執行までを行う権限が市町村長に付与されました（14条）。助言・指導によって措置がされない場合は勧告、さらには命令へと段階的に手続を進めることとしていますが、これはその所有者等自らによる措置の履行をまずは促すためです。また、命令を受けた者が正当な理由なく必要な措置を実施しない等の場合は、市町村長は代執行をすることができることとされています。

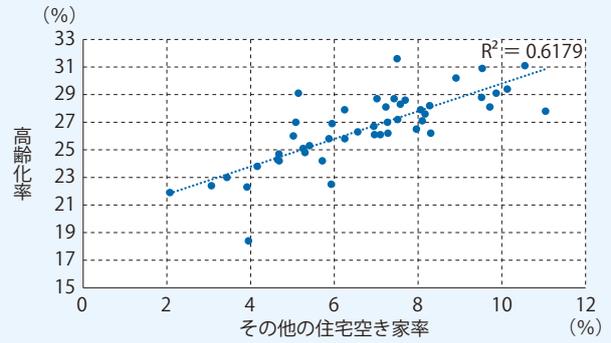
また、国土交通省は、例えば市町村による空家等対策計画の策定等に必要な空家等の実態把握調査を空き家再生等推進事業の支援対象に追加し、空家等の活用・除却を推進する地方公共団体の取組みを支援しています。さらには、2015年3月31日に成立した「地方税法」の一部改正により、市町村長が「特定空家等」の所有者等に対し同法に基づき必要な措置を勧告した場合で、翌年1月1日までに所有者等が当該措置を講じなかったときは、当該「特定空家等」の敷地の用に供されている土地について、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外することとされました。これらの制度を組み合わせることで活用することにより、市町村による空家等対策の一層の推進が期待されます。

図表 1-2-9 都道府県別その他の住宅空き家率と人口増減率の関係 (2013年)



資料) 総務省「人口推計 (平成25年10月1日現在)」、「平成25年住宅・土地統計調査」より国土交通省作成

図表 1-2-10 都道府県別その他の住宅空き家率と高齢化率の関係 (2013年)



資料) 総務省「人口推計 (平成25年10月1日現在)」、「平成25年住宅・土地統計調査」より国土交通省作成